

子どもをめぐる貧困と虐待

—イギリスの施策から学ぶ—

福山平成大学 中嶋裕子

1. 虐待件数の増加

我が国で2010年度に児童相談所で対応した児童虐待件数は5万5,152件で過去最多となった（東日本大震災で被災した宮城県、福島県を除いた集計）。児童虐待防止法施行前の平成11年度の約4.7倍と増加している。虐待は子どもの健やかなる成長や生命を奪うものであり、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題である。

これまで、虐待は個人や家族の心理的問題、モラルの問題として取り上げられる向きがあったが、貧困との関連を裏付ける研究も蓄積され始めたⁱ。

2. 経済的要因と虐待との関連

経済的要因と虐待との関連について、アメリカでは以前より広く認知されていた。1970年代から

始まった米国保健福祉省の4回の全国調査では児童虐待と貧困は強い関連性が指摘されている。第3回調査（1995年）では平均所得以下の家庭の子どもたちは、平均以上のそれと比較して、性的虐待を受ける危険性が18倍あり、ネグレクトに関しては、45倍の危険性があることが明らかにされたⁱⁱ。

日本においても、同様の事例が数多く指摘されている。東京都福祉局の2003年度調査報告では、児童虐待と認識された家庭の内、一人親家庭が31.8%、経済的困難を抱える家庭が30.8%を占めた（表1）ⁱⁱⁱ。下泉は栃木県内の児童虐待事例（サンプル数658）を分析し、家庭の経済状態が「苦しい」と回答した者が50.6%であったこと、生活保護受給世帯が14.4%であったことを指摘した。また、益田らは1994年度から2001年度までの青森

表1 児童虐待の要因と割合

家庭状況	あわせて見られるほかの状況上位3つ				
	件数	割合 (%)	1位	2位	3位
一人親家庭	460	31.8	経済的困難	孤立	就労不安定
経済的困難	446	30.8	一人親家庭	孤立	就労不安定
孤立	341	23.6	経済的困難	一人親家庭	就労不安定
夫婦間不和	295	20.4	経済的困難	孤立	育児疲れ
育児疲れ	261	18.0	経済的困難	一人親家庭	孤立

出典) 東京と福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」2005より

i 天羽 浩一 (2010) 「子どもの権利」から「子どもの貧困」をみる (特集 鹿児島から現代の貧困と環境を問う) 『経済科学通信』 123 p.26-31

ii 山野 良一 (2008) 『子どもの最貧国・日本 学力・心身社会に及ぶ諸影響』 光文社新書

iii 山野 良一 (2011) 「貧困と子どもの虐待—「救済対応」から家族の「生活支援」へ」 『世界』 813 p.183-190

県内の児童相談所に寄せられた全相談事例（サンプル数1033）を分析し、「経済的困窮がある」家庭が約60%を占めていたと報告している。大阪府の保健所長を歴任した原田は、「経済的に苦しい」生活を送っていると感じる親たちに「育児負担感」や「不適切な養育」の傾向が強く見られると報告した^{iv}。北海道の児童相談所で調査した松本らの調査でも、入所理由を虐待とする世帯の内、制度的に貧困・低所得と区分される世帯が74.6%となっていた^v。

以上のように多数の研究報告によって虐待の背景に生活基盤の脆弱性があることが指摘されている。

3. 一人親家庭の現状

2010年に、虐待件数の増加を予想させる深刻な指標が発表された。日本の相対的貧困率は16.0%で、2007年調査より0.3ポイント悪化した。18歳未満に限ると15.7%で過去最悪の指数である。一人親家庭の貧困率は54.3%で、国際的にも群を抜いて高い数字を示した^{vi}。一人親世帯の就労率は86%で9割近くが就労しており、OECD加盟国の平均65%を大きく上回っている^{vii}。それでも苦しい経済状況であるというのは、低賃金労働などの労働環境の不備、劣悪さによるものと考えられる。以下、主に母子家庭の現状について述べる。

(1) 雇用形態

一人親家庭の中でも母子世帯は経済的にたいへん厳しい生活を強いられている。女性の正規雇用

者を国際比較すると、スウェーデン88.4%、ノルウェー 86.8%、フランス86.6%であるのに対し、日本は42.5%しかなく、6割弱の女性が非正規雇用に従事している。非正規雇用やパート就労では生活が成り立たないため、5人に1人のシングルマザーがダブルワークであり、3から4つのパートを掛け持ちしている者も多い^{viii}。

(2) 賃金格差

賃金においても男女で大きな格差が見られる。「全国母子世帯など調査結果報告」（厚生労働省）によると、母子世帯全体の平均年収は213万円で、父子世帯平均の421万円の約半分であり、正規雇用されている場合でも約40%が250万円以下の年収であった^{ix}。

不安定就労に加えて低収入であることが雇用保険、健康保険、公的年金などの社会保険加入実態にも影響し、健康保険にも加入していない母子世帯が6.5%もある^x。

(3) 母子家庭の抱える困難さ

NPO法人しんぐるまざあずふおーらむが行った調査（サンプル数233）によると、父親から養育費の支援がある者は29.2%、親族から経済的援助がある者は12.4%であった。経済的に苦しいと答えた割合は87.6%（どちらかといえば苦しい48.1%、かなり苦しい39.5%）であった。また、子どもの教育費の支払いに困難を抱えている割合は76.4%（どちらかといえば困難47.6%、困難28.8%）で、教育費の支払いに困難を感じていた。^{xi}

また、一人親であることへの偏見や差別、自身

iv 山野良一（2008）同掲

v 松本ら調査者が総合的に判断した生活状況区分をあわせると81.5%であった。

松本伊智朗、大澤真平（2009）「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」総合報告（平成20年度、21年度厚生労働科学研究報告書）

vi 貧困率の低いのはデンマーク6.8%、スウェーデン7.9%、ノルウェー 13.3%である。一方で高いのはアメリカ47.5%、アイルランド47.0%である。OECD平均では30.8%であり、我が国のそれはその約2倍である。

浅井 春夫（2010）「子どもの貧困の現状と政策方向」障害者問題研究 37（4）p.12-20.

vii 中嶋 哲彦（2010）「子どもの未来・学校自治と教育行政の役割-子どもの貧困と競争原理を超えて」『学校事務』61（13）p.197-201.

viii 山野良一（2008）同掲

ix 年収が200万円に満たないのは非正規のパート女性の93.7%、派遣女性の53.3%が該当する。

x 橋本 紀子（2010）「ジェンダー統計から見る女性の貧困・子どもの貧困」『歴史地理教育』766 p.18-25.

xi 山野 良一、湯澤 直美（2010）「国内貧困研究情報 注目すべき調査報告書 母子世帯の子どもの教育機会と修学保障」『貧困研究』5 p131-140.

の学歴などで悩む割合も高く、生活上のストレスも蓄積されやすいことが推測された。子どもへの対応についても悩みは深く、生活保護世帯の母親の方が、より子どもの精神的、情緒的な発達について悩んでいた^{xii}。

貧困は人々に不安感や抑うつ感をもたらしやすい。低収入、失業、借金などの生活上のストレスに常にさらされることになる。また、このように困難を抱えた人ほど親族からの援助を受ける割合が少ないことも調査から明らかになっている。学歴、仕事、親族、公的支援からも排除される中で孤立化し、人生に肯定感を見出せなくなってしまう^{xiii}。このような社会構造の中で個人の性格や責任に帰すことのできない「虐待」が生み出されていくのである^{xiv}。

表2 全世帯と母子世帯の平均収入比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万	36.0
平成17年	563.8万円	213万	37.8

出典) 厚生労働省 (2006)「全国母子世帯等調査結果報告」より

4. 児童擁護施設の課題

虐待や経済的理由で親元を離れて生活する子どもたちの環境にも課題が多い。他国に比して日本では経済的理由で親子が不本意に離れて生活するケースも数多く見られる。平成21年の厚生労働省による「養護施設入所児童等調査」によると両親

の就労や経済的理由で入所したケースは17.3%を占めた。尚、入所理由で一番多いものは虐待で33.1%であった。前回調査に比し虐待を理由とした入所の比率が高まっている。

保護者に虐待を受けた子どもは自己否定、不信、対人関係の問題、感情や感覚の調整障害、逸脱行動などを呈し、その成長や発達にさまざまな困難を抱えながら生きていく^{xv}。より細やかに個別対応する必要があるが、子どもを取り巻く環境は整っていない。

児童養護施設では常時150-200%の子どもが入所し定員超過状態にあり、家庭の環境とは程遠い。また、法定の職員配置数は1976年以降変更されておらず、休日を計算に入れると朝夕の時間帯には10-13人を1人でケアすることになる。環境の整わない中で虐待、経済問題、別離のトラウマを抱える子どもに丁寧に対応するのは困難であり、職員も大きなストレスと不安要素を抱えている。この状況の中で成育した子どもが社会人として就労し、生活の基盤を築くのは容易ではないだろう。

就労に大きく関与するファクターとして学歴があり、高校卒業は就労の最低条件ともなっていることが多い^{xviii}。しかし、施設からの高校進学は87.7%で(全国の高校進学率は97.6%)、大学進学率は9.3%(全国平均50.2%(2009年))であった。高校に進学しても中退する場合もあり、中退者は全国平均2.1%に対して入所者の中退率は7.6%と3倍以上も多い。中退の原因は学習意欲の喪失、学習の遅れ、人間関係など多くの事情が複雑に絡

xii 北川拓 (2010)「貧困の放置は社会による虐待」『女性のひろば』p.57-62

xiii 山野良一(2010)「雇用の悪化と深夜の泣き声」『女性のひろば』p.51-56

xiv 軽度発達障害児は虐待を受けやすいという報告もある。後藤 (2008) は、栃木県内の6施設の児童養護施設の実態調査を行い、知的障害、発達障害であるとの医学診断を受けた子どもが7.8%であったこと、またその疑いがあるとされた子どもを含めると全体の38.8%であったことを明らかにした。社会的支援がないなかで家族が障害児を抱えることはより就労や諸活動を困難にし、さらに周囲から孤立する。貧困家庭へのアプローチというよりも子育て家庭へのアプローチを包括的に行う必要がある。後藤武則、池本喜代正 (2008)「栃木県の児童養護施設における発達障害の実態と処遇」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』31号、p.357-363

xv 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2008)「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」

xvi 粗暴な言動、対人関係不調、愛着障害など関わりが難しい児童は44.67%を占めた。

川崎 愛(2010)「子どもの貧困」にみる社会的養護『流通経済大学社会学部論叢』21(1) p. 45-55.

xvii 職員の職場環境改善は喫緊の課題である。スーパービジョンが未整備、長時間労働、研修の未保障、トラウマを持った子どもとのかかわり、職場での人間関係、労働条件などから大きなストレスを抱えている。

伊藤嘉代子 (2007)『児童養護施設におけるレジデンシャルソーシャルワーカー施設職員の職場環境とストレス』明石書店

xviii 中嶋裕子 (2012)「生活保護世帯の子どもへの学習支援アプローチ」『社会事業研究51』

み合っていると考えられる^{xix}。学籍を失えば施設から退去し就労を求められるが、劣悪な環境下での就労となり、約半数が卒業の翌年度中に転職している。保険や安定した収入もなく、疾病や加齢で就業不能となれば生活の糧を失う。こうして貧困が再生産されている。児童養護施設的环境改善とあわせて困窮している家庭への支援により児童養護施設利用の増加を食い止める必要がある。

5. イギリスの貧困政策

我が国としてどのような政策をとるべきなのか、子どもの貧困率削減に成功したイギリスのアプローチを概観したい。

1999年にイギリスのブレア首相は、ブレア宣言（貧困根絶宣言）^{xx}を出し、2020年までに貧困に苦しむ子どもをなくすという目標を設定した。2010年3月に制定された子ども貧困法「子どもの貧困の根絶に関する目標及び子どもの貧困に関する規定を定める法律案」では、2020年までに①相対的所得低所得世帯の子どもの割合を10%未満にする、②低所得と物質的剥奪を受ける世帯に暮らす子どもの割合を5%未満にする、③絶対的所得低所得の世帯に暮らす子どもの割合を5%未満にするとの明確な目標を定めた^{xxi}。

これまでに取り組まれた就労支援と貧困連鎖を絶つための諸施策を以下にみたい。

1) 就労政策

就労政策としては次の3つがある^{xxii}

- (1) 全国一律最低賃金制度の導入：労使代表と学識経験者で構成する低賃金委員会が雇用や競争力に悪影響が出ないように毎年詳細に調査し政府が決定する。これにより2008

年時点での最低賃金は1時間当たり5.73ポンド（約1200円）に引き上げられた。

- (2) ワーキング・タックスクレジット：税額控除ではあるが、低所得者層に対しては補助金として機能する。子どもの数や障害の有無、家庭状況によって各種加算が設けられた。
- (3) ニューディール：各年齢やニーズに合わせたプログラムがあり、アドバイザーがついて就業の手助け、職業・教育訓練を行う。積極的な就労支援により高い雇用率（74.9%）と低い失業率（5.4%）を達成している。

2) 貧困連鎖を絶つための諸施策

貧困連鎖を絶つための諸施策として主なものを以下に挙げる。

- (1) チャイルドトラストファンド：出生以後全ての子どもに250ポンドの口座が与えられ、低所得者の家庭に対しては子どもが7歳の時にさらに250ポンド追加される。18歳まで引き出すことのできないこの預金には高い金利がつき、追加預金も可能である。
- (2) プリスクール：2004年から全ての3-4歳児に無料でパートタイムのプリスクールを提供している。プリスクールは全体的な学習能力向上をもたらし恵まれない家庭の子ども達には特に効果があるとされている。
- (3) シュアスタート：未就学児童の家庭に必要な保健、教育、育児支援、親の就労支援など幅広いサポートを行っている。
- (4) 義務教育におけるサービス：貧困家庭の子どもに「朝食クラブ」という朝食サービス

xix 山本佳代子（2011）児童擁護施設における実践研究に関する一考察『山口県立大学学術情報 社会福祉学部紀要』17（4）p.37-49.

xx 「我が国の歴史的な課題に着手したい、子どもの貧困に永久に終止符を打つ最初の世代になる。それには1世代はかかるだろう、20年はかかる大仕事ではあるが必ずや完遂されると信じている」

テス・リッジ（2010）『子供の貧困と社会的排除』桜井書店

xxi 中嶋哲彦（2010）「イギリスの子ども貧困法に学ぶ」『教育』p.90-96

xxii 岩重佳治（2008）「イギリス労働党政権の雇用・貧困対策」『消費者法ニュース』（77）p.46-48

を行ったり、メンター（家庭教師のような支援者）をつけて学習指導と共に必要な支援を行っている。

以上のようにイギリスは場当たりの介入でなく根本から生活を支えるセイフティーネットワークを構築している。その他ドイツ、スウェーデン、フィンランド各国でも国が税金や所得保障の面で積極的に介入し、貧困率を軽減させている。

これら、貧困率を下げた各国に共通して見られるのは全ての子ども、とりわけ困難な状況にある子どもたちを権利を持った人間として捉えて対応している点と、子どもと関わる多くの関係者と協働している点である。

6. 我が国の今後の対策

一人親家庭の半数以上が貧困状態にあり、息苦しさを抱え、それが子どもへの虐待という形で表れている事実を踏まえ、貧困家庭、特に一人親家庭へのサポートは喫緊の課題である。

我が国にも現金給付として、児童手当を始め、児童扶養手当、生活保護など、子どもを抱える貧困世帯に対する給付があり、現物給付としては教育、保育サービス、医療サービス（乳幼児医療費助成制度）などがある。しかし、その給付額は他の先進諸国に比べて非常に少なく、貧困世帯にも

社会保険料や税金などが課せられているため、収支をみると給付よりも負担が大きくなってしまいう世帯が多い^{xxiii}。

イギリスの政策に見たように、貧困の根絶には、教育支援、就労支援、保育支援、財政支援など包括的な政策が必要である。就労支援としては、数週間の職業訓練の実施など個人的なアプローチだけでは就業には結びつかないため、雇用側への働きかけを通じた、雇用創出が実施されなければならない。また、最低賃金の引き上げなど賃金構造の改革及び就業環境の改善のための労働法制と労働政策の改定が不可欠である。生活保護に関しても給付要件に満たない場合でも同居家族が困窮しないような「急迫給付」も考えられるべきであろう。また、貧困から脱するための利用可能な制度について詳細を知ることができる情報へのアクセス完備も急がれる。

問題は常に特定の原因だけから発生するものではなく実にさまざまな要因が絡み合っている。しかし、虐待の影には貧困と孤立化があることは明白である。貧困に陥る人を孤立化させず必要な支援を届け、貧困そのものが生まれにくい社会をいかに創造するか、我々の意志と連帯、行動が求められている。

xxiii 「Starting Strong II」(OECD2006)では、「貧困がおこってしまったからの」現物給付よりも、貧困を「上流で」防止するための現金給付が効果的であることが強調されている。他の先進諸国においては、税制改革や社会保障制度の充実など政策介入により子どもの貧困率を、大きく削減しているが、唯一日本が介入後、貧困率を上げている。